

二上山と大津皇子の「移葬」

菊地義裕

1. 二上山の地理的特色

二上山は大和盆地南部の西の境のひとつである。古代には「大坂」の称で呼ばれ、大和・河内間の交通の要衝の地でもあった。山容は雄岳・雌岳の二峰からなり、北から穴虫峠(雄岳の北側)、岩屋峠(雄岳・雌岳の中央部)、竹内峠(雌岳の南側)が所在し、両国の往還の古道として用いられた。また、古道に即して大和側の麓には穴虫越えの場合は香芝市穴虫・逢坂に式内社大坂山口神社が、岩屋越えの場合は葛城市当麻町当麻に式内社当麻山口神社が、竹内越えの場合は当麻町長尾に式内社長尾神社が鎮座する。また、葛城市当麻町加守にも雄岳山頂へと通じる道があり、登坂道の入り口には式内社かつらぎのしどりにいますあめのはすちのみこと葛木倭文坐天羽雷命神社(撰社加守神社・二上神社)が鎮座する⁽¹⁾。このように、山麓の大和側の要地には諸社が点在し、二上山は古道とかかわりつつ、信仰の当体として現在に伝わる。

二上山の境としての性格は史書からも伺われ、『日本書紀』崇神9年3月・4月条には次のような記事が見られる。

九年の春三月の甲子の朔戊寅に、天皇の夢に神人^{かみま}有して、^{をし}誨へて曰はく、「赤盾八枚・赤矛八竿を以て、黒坂神を祠れ。亦黒盾八枚・黒矛八竿を以て、大坂神を祠れ」とのたまふ。四月の甲午の朔己酉に、夢の教の依に、墨坂神・大坂神を祭りたまふ。

これは、天皇の夢に神が現れて、大和南部の東の境に位置する「墨坂神」(宇陀郡榛原町に墨坂神社鎮座、旧社地は同町西峠とされる)とともに西の「大坂神」をまつよう託宣があり、これを祭祀したという伝承である。また、天武8年(679)11月条には、「是の月に、初めて関を龍田山・大坂山に置く」とあり、龍田山とともに大坂山に関が設けられたことが記されている。これらの記事によると、大坂山(二上山)は西の境として東の「墨坂」と対応し、両地は藤原京の主要な東西道のひとつでもあった横大路によって結ばれていたことが知られる。

なお、『万葉集』にも二上山に関係しては次のような歌が伝えられる。

大坂を我が越え来れば二上にもみち葉流るしぐれ降りつつ (巻10・2185)

紀伊道にこそ妹山ありといへくしがみ櫛上の二上山も妹こそありけれ (巻7・1098)

二上に隠らふ月の惜しけども妹が手本を離るるこのころ (巻11・2668)

一首目は河内から大和へと「大坂山」を越えるときのもので、時雨が降るなか二上山に色鮮やかな紅葉が散るさまを属目の景として詠んだものである。二上山のどの道かは判然としないが、往還の要地であったことが知られる。二首目は、紀伊への道筋に所在する、紀ノ川沿いの「妹山」(和歌山県伊都郡かつらぎ町西渋谷、対岸に背ノ山が所在)を引き合いに、二上山にも妹山(雌岳)があったことを詠んだものである。当時から二上山の二峰については男女の別が意識されていたことがわかる。これも往還に際してのものであり、境の地ゆえの感慨として、あとに残してきた妻が思い起こされ、「妹山」が関心の対象に据えられたものと考えられる。また、三首目は「二上に隠らふ月の」を「惜し」の序として「妹」の手枕から離れていることを嘆いたものである。「隠らふ月」とあり、これは東の大和側から見た月をさしている。大和の人びとにとっては二上山に隠れる月もまた印象深く、心に留められる景であったことが知られる。このように万葉の歌を通して、二上山は往還の要地にし

て大和の西の境であったことがわかる。

また二上山は、その特性ゆえのこととして、反乱や平定の伝承にかかわっても史書に登場する。主要な例を一、二拾うと、『日本書紀』崇神10年9月条には、武埴安彦とその妻の吾田媛の反乱のことが見え、「大坂」から攻め入る吾田媛の軍を天皇が五十狭芹彦命を遣して鎮定したことが伝えられる。また、履中天皇の即位前紀には、仁徳天皇の崩御後、皇太子の去来穗別皇子（のちの履中天皇）に対する住吉仲皇子の反乱伝承が記され、難波宮から脱出した皇太子が「大坂」で出逢った「少女」の言葉によって危難を逃れ、無事に大和入りしたことが伝えられる。また、壬申の乱にかかわっても、天武元年(672)7月条には、大海人方の將軍大伴吹負が河内側から攻め入る近江軍に対抗して、佐味少麻呂に「大坂」を、鴨蝦夷に「石手道」（竹内峠か）を守らせたことが見え、「大坂道」から進軍する近江軍と吹負が「当麻の衢」で戦い、倭京を防衛したことが記されている。いずれも要衝の地ゆえの伝承である。

二上山については凝灰岩の産出地であったことも特色のひとつとして挙げられる。『日本書紀』崇神10年9月条には、大物主神の妻、倭迹迹日百襲姫命の薨去した折のこととして、その墓である「箸墓」を造るために「大坂山の石」を運んだことが伝えられる。産出の凝灰岩は古墳の石棺の材料に用いられたほか、宮殿や寺院の建築材料としても利用され、山中には石切場が複数箇所を確認されている⁽²⁾。その分布は河内側に多く、河内側は石の山という印象が強い。同じ二上山とはいっても、大和側と河内側とでは景観的な差異が顕著に感じられ、大和からも河内からも山容はフタガミのそれとして望めるものの、その秀麗さがとりわけ印象的なのは大和側の方である。前記したように、大和側の山麓には古道ごとに式内の諸社が分布し、二上山に対する信仰的要素は大和側に顕著に伝えられる。その点で、二上山の地理的特色は大和側においてはその信仰的特色と不可分にかかわるものと考えられる。

こうした観点から、本論では、二上山の要地性を地理・信仰の両面からとらえ、それとのかかわりで、天武末年、謀反の罪で処刑された大津皇子の「移葬」先として『万葉集』に二上山が伝えられる点について、それがどのような理由からなのか検討したい。

2. 二上山の信仰的特色

(1) 山口神社の信仰

二上山の東麓には式内社当麻山口神社が鎮座する。山の口の神のことは朝廷の直轄領にあたる御県の神、水の分配をつかさどる水分の神のこととともに『延喜式』の「祈年祭」の祝詞に見え、宮殿の用材の調達に奉仕する神としてその性格が述べられている。祝詞のなかから山口神社に関する箇所を引用すると次のごとくである。

山の口に坐す皇神の前に白さく、飛鳥・石寸・忍坂・長谷・畝火・耳无と御名は白して、遠山・近山に生ひ立てる大木・小木を、本末打ち切りて、持ち参来て、皇御孫の命の瑞の御舎へ奉りて、天の御蔭・日の御蔭と隠れ坐して、四方の国を安国と平らけく知ろし食すが故に、皇御孫の命のうづの幣帛を称へ辞竟へ奉らくと宣りたまふ。

対象とされているのは傍線部の6社であり、ここに当麻山口神社は含まれていない。一方、『延喜式』四時祭の「祈年祭」の条には、

高御魂神、大宮女神、および甘檜・飛鳥・石村・忍坂・長谷・吉野・巨勢・賀茂・当麻・大坂・胆駒・都祁・養父の山口、ならびに吉野・宇陀・葛木・竹谿等の水分の十九社には各馬一疋を加

へよ。

とあり、「高御魂神、大宮女神」以下各山口神社・水分神社、合わせて19社に「馬一疋」を供えるべきことが規定される。ここで対象とされる山口神社は当麻を含めて13社である。また、『延喜式』臨時祭の「祈雨神祭」の条にも、各地の山口神社はその対象として数えられ、「巨勢・賀茂・当麻・大坂・胆駒・石村・耳成・養布・都祁・長谷・忍坂・飛鳥・畝火・吉野」の各山口神社の名が記されている。これらは合わせて14座である。

四時祭の条の「祈年祭」、臨時祭の条の「祈雨神祭」における各山口神社を比較すると、その多くに重なりが見られ、「祈年祭」にのみ見えるのは甘檜山口神社、「祈雨神祭」にのみ見えるのは耳成・畝火の各山口神社となっている。

また、『延喜式』の「^{おおいみ}広瀬大忌祭」の祝詞には、

倭の国の六つの御泉の山の口に坐す^{すめかみ}皇神等の前にも、皇御孫の命のうづの幣帛を^{あかるたへ}明妙・照妙・^{にきたへ}和妙・^{いついろ}荒妙、五色の物、楯・戈に至るまで奉る。かく奉らば、皇神等の敷き坐す山々の口より、さくなだりに下し賜ふ水を、甘き水と受けて、天の下の公民の取り作れる奥つ御歳を、悪しき風・荒き水に相はせ賜はず、汝命の成し幸はへ賜はば、初穂は汁にも^{かび}穎にも、^{みか}颯のへ高知り、颯の腹満て双べて、横山の如く打ち積み置きて奉らむと……

とあり、山の口の神も祭祀対象とされたことが伝えられる。大忌祭は、毎年4月・7月に「龍田風神祭」とともに営まれた、河合町川合に鎮座する広瀬神社（祭神ワカウカノメの命）の祭りである。大和盆地の諸河川は「広瀬の川合」で初瀬川と合流し、大和川となって龍田の谷あいを経て河内へと流れる。「祝詞」には、山の口の神について「倭の国の六つの御泉の山の口に坐す皇神」と表現され、朝廷の直轄領であった大和の六御泉ゆかりの神として位置づけられる。そして「皇神等の敷き坐す山々の口より、さくなだりに下し賜ふ水を、甘き水と受けて」と、山の口からもたらされる水によって稲が順調に生育することが述べられ、収穫の豊かならむことが願われている。広瀬神社では毎年2月に「砂かけ祭り」が営まれ、松苗を用いての模擬的な田植え式に加えて、境内で砂を雨に見立てて掛け合う砂かけが行われる。順調な降雨のもと、稲が健やかに成長することを念じた、春の予祝の祭りであり、同社の水に対する古来の信仰を伺うことができる。

山の口の神は「祈年祭」の祝詞が伝えるように、本来は宮殿の用材にかかわる神として位置づけられていたであろうが、「大忌祭」の祝詞に見るように、一方では山からもたらされる水にかかわる神とも考えられ、御泉周辺の山を中心にその所在が拡大して伝えられたものであろう。『延喜式』の「祈年祭」「祈雨神祭」の各条においてその数が増えるのもその点に基因し、当麻山口神社もそうした過程のなかで祭祀の対象とされた社のひとつと考えられる。現在同社は、二上山の鞍部に至る登山道の入り口のあたりに所在し、まさに山の口とっていい位置に鎮座する。神社の北には二上山の水を集めた初田川が流れ、川はこのあたりを境として里へと流れ、田畑を潤している。

前掲の『延喜式』の「祈雨神祭」の条によると、二上山にかかわっては当麻山口神社だけでなく、大坂山口神社もまたその対象とされる。同条に記された各社を見ると、同じ山にかかわって二社を数える例はほかには見られない。こうした点から、二上山はとりわけ水とかかわりが深く、水の信仰を色濃く伝える山であったと考えられる⁽³⁾。

(2)「天の二上」の伝承

従来二上山に対する信仰を考えるうえで注目されている資料に「中臣寿詞」がある。これは「天神寿詞」ともいい、中臣氏が管掌した、天つ神から天皇への祝福の言葉である。養老の「神祇令」には、凡そ踐祚の日には、中臣、天神の寿詞奏せよ。忌部、神爾の鏡劍^{たてまつ}上れ。

とあり、天皇の即位に際して中臣氏が奏上すべきことが規定されている。その初見は、『日本書紀』持統4年(690)正月条の次の記事である。

四年の春正月の戊寅の朔に、物部麻呂朝臣、大盾を樹つ。神祇伯中臣大嶋朝臣、天神寿詞読む。
畢りて忌部宿禰色夫知、神璽の劔・鏡を皇后に奉^{たてまつ}上る。皇后、即^{あまつひつぎしらしめ}天皇位す。

これによると、持統天皇の即位に際して、神祇伯であった中臣大嶋がこれを奏上し、その後、忌部色夫知が「神璽の劔・鏡」を奉ったことが知られる。また、持統5年(691)11月条には、

十一月の戊辰に、大嘗す。神祇伯中臣朝臣大嶋、天神寿詞を読む。

とあり、持統天皇の大嘗祭においても大嶋によって奏上されたことが伝えられる。いずれも持統即位に際しての伝えであるが、これらは天武朝の飛鳥浄御原令にその規定があり、それにしたがって奏上されたものであろう。

その本文としては、近衛天皇の即位に際して大^{すめみま}中臣清親によって奏上された、藤原頼長の『台記別記』所収のものが伝わり⁽⁴⁾、なかに次のような記述が見られる。

現つ御神と大八嶋国知ろし食す大倭根子天皇が大前に、天つ神の寿詞を称へ辞定め奉らくと申す。
高天の原に神留^{かむづま}り坐す皇親神漏岐・神漏美の命を持ちて、八百万の神等を集へ賜ひて、皇孫^{すめみま}の尊は高天の原に事始めて、豊葦原の瑞穂の国を安国と平らけく知ろし食して、天つ日嗣の天つ高御座に御坐して、天つ御膳^{みけ}の長御膳の遠御膳と、千秋の五百秋に瑞穂を平らけく安らけくゆ庭に知ろし食せと事依さし奉りて、天降り坐しし後に、中臣の遠つ祖天児屋根命、皇御孫^{すめみま}の尊の御前に仕へ奉りて、天忍雲根神を天の二上^{ふたのうへ}に上せ奉りて、神漏岐・神漏美の命の前に受け給はり申して、皇御孫の尊の御膳つ水は、うつし国の水^{みづ}部、天つ水を立奉らむと申ししをり、事教へ給ひしに依りて、天忍雲根神天の浮雲に乗りて、天の二上に上り坐して、神漏岐・神漏美の命の前に申せば、天の玉櫛を事依さし奉りて、此の玉櫛を刺し立てて、夕日より朝日の照るに至るまで、天つ詔戸^{のりと}の太詔^{ふとのりとこと}刀言を以ちて告れ。かく告らば、まちは弱^{わかみ}菲^いにゆつ五百篁生ひ出でむ。其の下より天の八井出でむ。此を持ちて天つ水と聞こし食せと事依さし奉りき。(以下省略)

内容は、まず高天の原にいます皇祖神のカムロキ・カムロミ、男女二神によって、その子孫である「皇孫^{すめみま}」(ホノニニギの命、またその子孫である天皇)に稲穂の稔りに支えられた「豊葦原の瑞穂の国」の統治が委任されたことが述べられる。そして、皇孫の降臨後、中臣氏の祖神であるアメノコヤネの命が、アメノオシクモネの神を「天の二上」の峰に派遣してカムロキ・カムロミの許しをいただき、皇孫の食膳の水には天上の神聖な水である「天つ水」を献上するようにしたい旨、皇孫に申し上げたことを述べ、結果、そのようにするのがよいということで、アメノオシクモネの神が「天の二上」の峰に上ったところ、カムロキ・カムロミから神聖な玉串が授けられ、玉串を地上に刺し立てて祝詞を唱えることによってそこから神聖な泉が湧き出すから、その水をもって「天つ水」とするよう指示されたことが述べられる。

これによると、「天つ水」は皇祖神によって授けられた、天上の靈威の籠もる神聖な水であり、天皇はその水を食膳で日々口にすることによって靈的な力が得られ、活力が維持されると考えられたことがわかる。したがって、この水は再生のためのヲチ水(変若水)であり⁽⁵⁾、「天の二上」はそうした聖なる水をもたらす、カムロキ・カムロミ男女二神のいます聖なる山ということになる。

先に述べたように、二上山は水に深くかかわる山であり、大和の盆地内で唯一のフタガミの山でもある。雄の神・雌の神がいます地であり、山からもたらされる水はそれらの神々によって支配される水ということになる。大和のなかであって二上山は「天の二上」の基盤として十分な条件を備えているといえよう。「天つ水」は大和で統治する天皇にかかわる水であり、「天の二上」には、従来指摘さ

れるように、人びとが日々目にした葛城の二上山が重ねて意識されたとみるべきであろう⁽⁶⁾。

ただし、二上山が条件を備えているとはいっても、各所に伝えられる山口神社の存在が示すように、水の信仰は大和に広く見られるところである。それにもかかわらず二上山が特別視されるのはなぜなのか。宮廷の信仰をも視野に収めて考えられるべき問題であろう。

3. 宮都と日の信仰

「天神寿詞」の初見が持統天皇の即位の記事であり、その奏上が浄御原令の規定を受けてのものだとすると、「中臣寿詞」が伝える神話は 律令国家が形成された天武・持統朝の思想・認識に根ざしたのものと考えられる。二上山は飛鳥の諸宮・藤原宮の西方に位置し、先に確認したように、横大路で結ばれた東の墨坂と対をなす、西の境である。時代の中心ともいうべき、飛鳥・藤原の宮都を軸に二上山を位置づけるとすると、注目すべきはこの東西の方向であろう。

『万葉集』巻1には、藤原宮を讃美した、長短歌2首からなる「藤原宮の御井の歌」が伝わる。その長歌は次のような構成・表現となっている。

やすみしし わご大君 高照らす 日の皇子 荒たへの 藤井が原に 大御門 始めたまひて
埴安の 堤の上に あり立たし 見したまへば 大和の 青香具山は 日の経の 大き御門に
春山と しみさび立てり 畝傍の この瑞山は 日の緯の 大き御門に 瑞山と 山さびいます
耳梨の 青菅山は 背面の 大き御門に 宜しなへ 神さび立てり 名ぐはしき 吉野の山は
影面の 大き御門ゆ 雲居にそ 遠くありける 高知るや 天の御蔭 天知るや 日の御陰の
水こそば 常にあらめ 御井の清水 (52)

冒頭、天皇を「やすみししわご大君 高照らす日の皇子」という、当時においては最高の賛辞⁽⁷⁾でたたえ、以下、天皇が藤原宮の東に所在した埴安の池の堤に立って目にした景として、大和三山・吉野の山をよりどころに宮の四方がうたわれる。そして、それらの山々に囲まれた聖なる宮として、藤原宮が「天の御蔭」「日の御陰」と讃美され、そこに所在する「御井」の水の永遠なることを寿いで、宮への讃美、宮廷への讃美の念が示されている。

一首において宮の東と西は「日の経」「日の緯」の語句で示され、「日」（太陽）をもってその方角が表現される。「日」は宮ぼめ、土地ぼめの表現に広く用いられるところであり、『古事記』の雄略天皇条の天語歌の一首には、次のような表現が見られる。

纏向の 日代の宮は 朝日の 日照る宮 夕日の 日影る宮 竹の根の 根足る宮 木の根の
根蔓ふ宮 八百土よし い杵築の宮…… (記100)

ここでは「纏向の日代の宮」について「朝日の日照る宮 夕日の日影る宮」と表現され、宮が朝日・夕日に照り輝くところとしてたたえられている。同類の表現は、『古事記』の天孫降臨条にも見え、「筑紫の日向の高千穂の久士布流多気」に降臨したホノニギの命が宮を設けるにあたって、その地について「朝日の直刺す国、夕日の日照る国ぞ。故、此地は、甚吉き地」と言ったことが記される。また、龍田風神祭の祝詞には、

吾が宮は朝日の日向ふ処、夕日の日かげる処の、龍田の立野の小野に、吾が宮は定め奉りて、…とあり、宮を定めた「龍田の立野」が「朝日の日向ふ処、夕日の日かげる処」として讃美される。なお、「日かげる処」は本文に「日隠処」とあり、「日隠」は「日かげる」とも「日隠る」ともよまれる。『時代別国語大辞典』は「ひかげる」に注して、「この語には、(イ) 日が照りかがやく、(ロ) 日が隠れてしまう、の二様の解釈がある」とし、上記の祝詞の例について、「『日隠』という用字に忠実であ

れば、(イ)と解することは無理であるが、(イ)が説かれる背後には、前掲の『古事記』天孫降臨条のような表現があることを述べ、「宮所のほめ詞として(ロ)は不適當である」とする。これに対して、「日隠る」とよむ青木紀元『祝詞全評釈』は、当該の箇所注して、

朝の太陽に向かい合った所、夕方の太陽が隠れる所。龍田大社の鎮座地は、東が開けて朝日がよく射し、西に山を負うて夕日がうまく隠れるから、このように表現したのである。

と述べ、前掲の『古事記』の例を引用して、「いずれも宮殿の場所を讚美した表現で、ここも同じ」と説く。『全評釈』が「日隠る処」、すなわち「夕日がうまく隠れる」所と解して「宮殿の場所を讚美した表現」とするのは、龍田の地が大和盆地の西に位置していることを踏まえてのものであろう。訓義に問題を含む箇所では明解が得られないが、「朝日」「夕日」を用いて宮や国を讚美することがひとつの類型をなしていることは、この例を含めても了解される。櫻井満氏が指摘するように、「朝日・夕日が照ることをいうのは、基本的には土地讚めの呪詞」であり、「そうしたよき土地に宮殿が造営されることになり、おのずから宮讚めの呪詞にもなる」⁽⁸⁾のだといえよう。宮や都に冠される枕詞には「うちひさす」の語もあり、『万葉集』に12例を数える。こうした語も「日」をもって宮を讚美する伝統を背景にしてのものと考えられる。

前記したように、「藤原宮の御井の歌」においては、東西は「日の経」「日の緯」と表現され、南はカゲトモ、北はソトモとうたわれる。カゲトモはカゲツオモの約であり、カゲは光を、オモは面をさすから、日の「光の当たる面の意」である。また、ソトモはソツオモの約で、ソはセ(背)の交替形であり、光が当たらない背後の面をさす。東西に限らず、南も北も日の光をもととした語ということになるが、土地讚め・宮讚めの表現は「朝日」「夕日」をもって類型化されており、とりわけ東西が「日」の信仰を背景に注意されたことがわかる。

こうした「日」に対する信仰、またそれに基づく方位観をもとにすると、朝日・夕日に照らされるところのみならず、「朝日」がさし染める東方、「夕日」に照り輝く西方そのものが特化され、神聖視されることになろう。実際、藤原宮の東に位置する香具山は「天の香具山」と称され、日神の復活にかかわる、『古事記』上巻の「天の石屋戸」の神話には、「天児屋命・布刀玉命を召して、天の香山の天のははかを取りて、^{うらな}占合ひまかなはしめて、天の香山の五百津真賢木を、根こじにこじて」、「天宇受売命、^{たすき}手次に天の香山の天の日影を繫けて、天の^{まさき}真析を^{かつら}纒と為て、手草に天の香山の小竹の葉を結びて、天の^{いはや}石屋の戸にうけを伏せて、踏みどとろこし」と、香具山ゆかりの植物が祭祀の具として登場する。また、『万葉集』巻3の「鴨君足人の香具山の歌」には、香具山が「天降りつく天の香具山」(257)と表現され、天上界から下った山と伝えられる一方、その異伝にあたる「或本歌」には「天降りつく神の香具山」(260)ともあり、神を迎え祭る山でもあったことが示されている。香具山が神を迎え祭る宮廷祭祀の山であったところに、天と一体の山として「天降り」の伝承も生まれ、神話とのかかわりも生まれるのだと理解される。また、そうした山であったところに香具山の埴土は大和の国魂が籠もる「倭国の物実」と伝えられ(『日本書紀』崇神9年条)、大和平定のためにはその埴土を用いての祭祀が必要不可欠なものとして伝えられる(『日本書紀』神武天皇即位前紀戊午年9月条)ことにもなるのだといえよう。『万葉集』の2番歌には舒明天皇による国見のことも伝えられる。これらの伝承を踏まえると、香具山は日の神およびその後裔として位置づけられた天皇ゆかりの山であり、それゆえ統治にかかわる宮廷祭祀の山として神聖視されていたことが知られる。

大和の西方については、香具山ほどに顕著な伝承は見られないが、「朝日」と「夕日」とが対をなす以上、「夕日」に輝き、その日が果てる西方についても同様に考えることができよう。とりわけ天皇の即位にかかわる「中臣寿詞」には、二上山を投影したかと考えられる山として「天の二上」が伝

えられる。二上山の一带は西方とはいっても、単なる西ではなく、大和の西の境をなし、宮都を照らした日とその山影に果てる場所である。山影の向こうは、いわば「日」の宿る聖地である。そこはまた、朝日となってよみがえる、「日」の復活のための聖地ということにもなる。「中臣寿詞」にもカムロキ・カムロミから与えられた「天の玉櫛」を用いて「天つ水」を得ることについて、「夕日より朝日の照るに至るまで、天つ詔戸の太詔刀言を以ちて告れ」とあり、「夕日」が沈んだのち「朝日」が登るまでの時間をヲチ水ともいふべき「天つ水」ゆかりの聖なる時として伝えている。二上山はヨミガエリの思想を宿した山であり、そこに男女の祖神の鎮座を印象させるフタガミの山容と農耕にかかわる水の信仰を基盤に、「日の御子」とたたえられた天皇ゆかりのヲチ水ともいふべき「天つ水」の伝承が形成されたのであろう⁽⁹⁾。

なお、二上山東麓の当麻は、壬申の乱で天武方に与して活躍した当麻氏の本拠地である。一族のひとり当麻智徳については、天武・持統・文武の各天皇の葬儀に際して、葬儀の最後に行われる「日嗣」の奏上をつかさどったことが伝えられる⁽¹⁰⁾。「日嗣」は天皇家の系譜であるが、ヒツギのヒは本来靈威をさす語であり、そこには天皇が継承すべき靈威が意識されている。そうしたヒは、一方で皇祖神として天照大神が意識され出すと、「日」とも理解されるようになり、ヒツギは日の神の子孫である「日の御子」の系譜とも解されることになる。律令国家の形成期、「日嗣」の管理をつかさどった当麻氏の本拠地が二上山の麓に所在することも、宮廷の日の信仰や「天つ水」の伝承にかかわって注意される点である。

4. 大津皇子の「移葬」とその契機

二上山は天武天皇の皇子、大津皇子にかかわっても注意される場所である。『万葉集』巻2 挽歌部には、大津皇子を悼んだ、姉の大伯皇女の次の歌が伝わる。

大津皇子の屍を葛城の二上山に移し葬る時に、大伯皇女の哀傷して作らず歌二首
うつそみの人なる我や明日よりは二上山を弟と我が見む (165)

磯の上に生ふるあしびを手折らめど見すべき君がありといはなくに (166)

右の一首は、今案ふるに、移し葬る歌に似ず。けだし疑はくは、伊勢神宮より京に還る時に路の上に花を見て、感傷哀咽して、この歌を作るか。

題詞には、「大津皇子の屍を葛城の二上山に移し葬る時」、大伯皇女が哀傷して作った歌だとあり、一首目には「明日よりは」と、現在を起点に二上山を「弟」として見るのがうたわれる。歌のみを見れば、二上山を遠く望んでの単なる哀傷の歌とみられないこともないが、それでは二上山が弟のゆかりの地として特定される理由が不明確になる。題詞の「移し葬る時」という記載も具体的である。一首は題詞が伝えるように、二上山に「移し葬る」ことにかかわっての歌とみるべきであろう。

先にも記したように、大津皇子は父天武の崩御後、謀反の罪で処刑された人物である。『日本書紀』には、朱鳥元年(686)の9月9日、天武天皇が崩御したのち、11日に飛鳥浄御原宮の南庭に殯宮が設けられ、24日以降本格的な殯宮儀礼が展開したことが伝えられる。その24日条には、

辛酉に、南庭に殯す。即ち発^{みわたてまつ}哀る。是の時に当りて、大津皇子、皇太子を謀反けむとす。
とあり、大津が皇太子の草壁皇子に謀反を企てたことを記す。また、「持統称制前紀」の朱鳥元年10月条には、

冬十月の戊辰の朔己巳に、皇子大津、謀反けむとして発覚れぬ。皇子大津を逮捕めて、并て皇子大津が為^{あさむ}に註誤かれたる直広肆八口朝臣音樞・小山下壺伎連博徳と、大舍人中臣朝臣臣麻呂・巨

勢朝臣多益須・新羅沙門行心、及び帳内^{とわりのとぎの}斫道作等、三十余人を捕む。庚午に、皇子大津を詔語田の舎に賜死む。時に年二十四なり。妃皇女山辺、髪を^{くだしみだ}被^{そあし}して徒跣にして、奔り赴きて^{ともにし}殉ぬ。見る者皆^{なげ}歎歎く。

とあり、10月2日に謀反のことが発覚し、関係者として八口音樞、壹伎博徳、大舎人の中臣臣麻呂・巨勢多益須、新羅沙門行心、帳内の斫道作ら30余人が逮捕され、翌3日には大津に処罰が下され、「詔語田の舎」で死を賜ったことが記される。時に妃の山辺皇女ははだしそのまま髪を振り乱して走り寄り殉死したと伝えられる。また、関係者の処罰については、29日条に次のように伝えられる。

丙申に、詔して曰はく、「皇子大津、謀反けむとす。誑誤^{つかさひと}かれたる吏^{つかさひと}民・帳内は已むこと得ず。今皇子大津、已に滅びぬ。従者^{ともびと}、当に皇子大津に坐^{かか}れば、皆赦せ。但し斫道作は伊豆に流せ」とのたまふ。又詔して曰はく、「新羅沙門行心、皇子大津謀反けむとするに与せれども、朕^{われ}加法^{つゝ}するに忍びず。飛驒^{てつ}国の伽藍^{うつ}に徙^{うつ}せ」とのたまふ。

これによると、帳内の斫道作が伊豆に、新羅僧の行人が飛驒に配流となったほかは皆許されるといふ処置で、謀反発覚後、間髪を入れず大津を処罰することで事件は迅速に収拾されたことがわかる。

『日本書紀』には、大津の謀反が皇太子の草壁皇子に対するものであることは記されるものの具体的な内容は伝えられない。もっとも、大津・大伯の母は天智天皇の娘で持統の姉にあたる大田皇女である。大田皇女は天智6年(667)2月に他界し、このときにはすでにいなかったが、血筋のうえで持統を母にもつ草壁と大田皇女を母とする大津との間に差は見られない。加えて、草壁の立太子は天武10年(681)2月のことであるが、2年後の天武12年(683)2月には、「大津皇子、始めて朝^{みかどのまつりごと}政を^{きこ}聴しめす。」(『日本書紀』)と、大津が国政に参画したことが特筆される。この条について日本古典文学大系『日本書紀』の頭注は、

大津皇子は天皇の皇子中、皇太子草壁皇子につぐ地位にあり、しかもすぐれた資質の持主であった。この年二十一歳に達したので皇太子とともに国政に参画することになったのであろう。

と記す。『日本書紀』の朱鳥元年(686)10月条(持統称制前紀)には、

皇子大津は、天淳中原瀛真人天皇の第三子なり。容止^{みかほたか}端^{きぎ}岸しくして、音辞^{みことば}俊れ朗なり。天命開別天皇の為^{めく}に愛^{いと}まれたてまつりたまふ。^{ひととなる}長^{ひと}に及りて^{わきわき}弁^{わきわき}しくして才学有す。尤も文筆を愛みたまふ。詩賦の興、大津より始めり。

とあり、風貌・言辞・学才にすぐれ、祖父の天智天皇に愛されたこと、またことに文芸に秀でていたことが述べられ、その才能が高く評価されている⁽¹⁾。

これらの記事は大津が草壁と並ぶ存在であり、草壁が立太子していたとはいえ、大津もまた皇位の継承にかかわる十分な資格を有していたことを示唆するものといえよう。事件の真相は不明ながら、天武崩御後に起きていること、また人心の動揺に配慮してか、迅速に処断されていることを勘案すると、皇位の継承にかかわって引き起こされたものであることは動くまい。

なお、『日本書紀』朱鳥元年の11月16日条には、

伊勢神^{かみのまつり}祠^{つかへまつ}に奉^{まか}れる皇女大来、還りて京師^{みやこ}に至る。

とあり、関係者への裁定が済んで半月ほど経った11月半ばに、天武朝において伊勢神宮の斎王に任じられていた大伯皇女が任を解かれて帰京したことが記される。前掲の大伯皇女の哀傷歌2首のうち、「磯の上に生ふるあしび」がうたわれた二首目については、左注に「移し葬る歌」らしくないとあり、「伊勢神宮より京に還る時に路の上に花を見て、感傷哀咽して」の歌かと推測されている。ただし、「あしび」は春の花であり、大伯が帰京した11月とでは時節が合わない。2首はともに題詞に記される「移し葬る時」の歌とみてよいであろう。

「移し葬る」（以下「移葬」と記す）については、従来二つの解釈が見られる。一つは、契沖『万葉代匠記』（精撰本）に、

日本紀ニハ、初何処ニ葬トモ見エサレトモ、此ニヨレハ初葬ケル処ヨリニ上山ニ移シ葬ラルト見エタリ。

と説くように、一度埋葬されたのち別の場所に改めて埋葬する意とみる説である。またもう一つは、改葬のための休暇について規定した「仮寧令」の「改葬」条にかかわって、『令集解』に、「釈云。改移旧屍。古記曰。改葬。謂殯埋旧屍柩改移之類。」とあることから、「移葬は改葬といふに同じく今まで殯してありつるを、墓所に移し葬るをいへり」と説く岸本由支流『万葉集攷証』のように、改葬ではあるが殯宮から墓所へと移し葬ることをさすとみる説である。近時の注釈書まで両説を見るが、江富範子氏は、『令集解』の上記の注記に見える「旧屍」「旧屍柩」の語に「旧」の字が添えられているのは、「単なる死者の遺骸と言うよりも、過去において埋葬され骨と化した遺骸を意味すると考えられ」、殯宮からの移葬とは見がたいこと、また古代の改葬の諸例に徴すると「一旦葬った後、改めて別の墓に埋葬することを表わす」と解されること、また題詞に『大津皇子屍』とことさらに『屍』字が添えてあるのは「刑死者として処置されていた皇子の屍が許されて一般的な墓に埋葬されることになったということを表わしているため」ではないか、といった点を指摘し、「移葬」は一旦葬られたのち、二上山に設けられた墓に再び埋葬された意と解すべきとする⁽¹²⁾。

大津同様に謀反の罪で処罰された長屋王については、『万葉集』の巻3に「神亀六年己巳、左大臣長屋王、死を賜りし後に、倉橋部女王の作る歌一首」として、次の歌が伝わる。

大君の命恐み大殯の時にはあらねど雲隠ります (441)

神亀6年(729)の作であり、すでに殯は形骸化している時期ではあるが、殯を営むべき期間に何らかの儀礼が行われたとすれば、「大殯の時にはあらねど」といった歌いぶりにはならないであろう。大津についても処刑後殯宮が営まれたとは考えにくいところであり、「移葬」は新たな墓所に改葬する意とみるべきであろう。指摘されるように、題詞に「屍」の語が添えられるのも新たな墓にそれを納めることを意識してのものと解される。「移葬」をこのように理解すると、二上山は大津の処刑後のある時期、「移葬」のために選ばれた地ということになる。

では、「移葬」の時期、またその契機についてはどのように考えられるのであろうか。和田萃氏は、『万葉集』巻2において大津皇子の「移葬」時の歌が柿本人麻呂の草壁皇子挽歌の前に配されることから、草壁が薨去する持統3年(689)以前のことであり、加えて前掲の「移葬」時の大伯の歌に「あしび」がうたわれることから、時期としてはその花が咲く旧暦「二月下旬から三月初旬」とする。そのうえで、「移葬の時期の可能性は、持統元年・二年・三年の、それぞれ春半ば過ぎになる」とし、事件に連座した人びとに対する処分が朱鳥元年10月29日に完了していること、寛大な処分が下されたのちは帰京した大伯の「移葬」の要望も許可されやすかったであろうことを理由に、「持統元年の春であった可能性が最も大きい」とする⁽¹³⁾。また、多田一臣氏は、「草壁皇子の病そして死が、大津の亡魂の祟りと考えられていた」とする観点から、「移葬」の「その時期は持統3(689)年の春、草壁皇子の病を契機としてのことであった」とする⁽¹⁴⁾。また、持統2年(668)6月あるいは持統4年(690)正月の大赦の折とする松下宗彦氏の意見も見られる⁽¹⁵⁾。

諸説があって定まらないが、処罰された者の遺骸や葬儀は朝廷の管理下に置かれたと考えられるから⁽¹⁶⁾、一旦処罰された皇子に「移葬」が許されるのは、処罰した朝廷の側にも皇子への慰霊なり鎮魂なりを加える、その必要性があったからとみるのが自然であろう。とりわけ大津の場合は「皇太子」の草壁に対する謀反と伝えられ、皇位の継承にかかわってのことと推察される点からすると、その必

要性も草壁の動向を踏まえて考えられるべきであろう。そこで事件の関係者への処分が下された朱鳥元年10月以降の草壁の関係記事を『日本書紀』から拾うと、持統2年(688)11月に天武天皇の殯宮儀礼が終了するまでは、「公卿」以下諸官司の官人たちを率いて殯宮に奉仕したことが折々に伝えられる(持統元年正月1日・正月5日・5月22日、持統2年正月1日・11月4日の各条)。また、持統元年(687)10月条には、草壁主導のもと天武を埋葬する「檜隈大内陵」の建設に着手されたことが記されてもいる。

動向が見られなくなるのは持統3年(689)に至ってのことである。そして同年4月13日条には、「皇太子草壁皇子尊^{かむさ}薨りましぬ」とあり、その薨去のことが伝えられる。持統3年を迎えて草壁は病の床に臥したのではないかと推測されるが、2月26日条には次のような記事が見られる。

(二月)己酉に、浄広肆竹田王・直広肆土師宿禰根麻呂・大宅朝臣麻呂・藤原朝臣史・務大肆当麻真人桜井と、穂積朝臣山守・中臣朝臣臣麻呂・巨勢朝臣多益須・大三輪朝臣安麻呂とを以て、判事とす。

これは竹田王はじめ9名を刑罰の裁定にあたる「判事」に任じたことを伝えるものである。また、これに続く3月24日条には「天下に大赦す」とあり、「大赦」の実施されたことが記され、翌4月条に前掲の草壁薨去の記事を見ることになる。

「大赦」実施のことは、これ以前天武天皇についても見られるところで、『日本書紀』朱鳥元年(686)5月条には、

癸亥に、天皇、始めて体不安れたまふ。因りて、川原寺にして、薬師経を説かしむ。宮中に安居せしむ。(中略)是の月に、勅して左右の大舎人等を遣して、諸寺の堂塔を掃き清めしむ。則ち天下に大赦す。囚獄已に空し。

とあり、同朱鳥元年7月15日条にも、

癸丑に、勅して曰はく、「天下の事、大小を問はず、悉に皇后及び皇太子に啓せ」とのたまふ。是の日に、大赦す。

と伝える。天皇の病気が重くなるのは朱鳥元年5月24日のことであり、これらはそれ以降9月に崩御するまでの期間に見られる2回の「大赦」記事である。これらの記事を踏まえると、草壁の場合も「大赦」は皇子の病気の回復を念じてのものと考えられる。

2月の「判事」の任命は「大赦」に先駆けてのことであり、その実施に向けての処置とみてよいであろう。ここで注意したいのは、「判事」に任命された9名のなかに、大津皇子事件の関係者としてその名が記される中臣臣麻呂・巨勢多益須の2名が入っていることである(朱鳥元年10月2日条)。関係者として特筆された2名の関与は、これらの人びとの存在も手伝って、大津の「移葬」が草壁の病氣平癒にかかわる大赦の一環として、持統3年(689)の3月頃になされたことを推測させる。皇位の継承が予定されている草壁だけに、その争いのなかで非業の死を遂げた大津の御霊は手厚くまつられ、慰霊されるべきものと考えられたのではなからうか。

持統3年のこうした動向に即して、「移葬」の「その時期は持統3(689)年の春、草壁皇子の病を契機としてのことであった」とする多田氏の見解に本論も賛成したい。ただし、見解の展開として、現在大津の墓が「二上山の雄岳山頂近く」に「大和に背を向けて」建つことから、境界の「特別な空間の中に、大津の霊は封じ込まれた」のだとし、さらに「大和に侵入する悪しき霊たちを防障する神の位置を与えられた」⁽¹⁷⁾のだと解する点は疑問である。

大津の二上山墓は明治9年(1876)に治定されたものであり、発掘の成果を踏まえて考古学や歴史学の立場からは山麓の鳥谷口古墳をそれとみる説が提示されている⁽¹⁸⁾。また、大津の霊を封じ込めると

解しては、むしろ「丁重な慰撫」とはいえないのではあるまいか。

二上山への「移葬」は王権による大津の位置づけにかかわる問題である。前記したように、二上山は「天つ水」ゆかりの山であった。「日の御子」の即位と深くかかわるところであり、大津をわざわざこの地に「移葬」したのは、大津を草壁に並ぶ「日の御子」として位置づける意図があったからではなかろうか。それは即位を果たせなかった皇子ゆえに即位礼ゆかりの地に埋葬するという、王権の側からの大津への最大の慰霊であり、御霊の安寧を念じてのことであったと解される。そこには大津鎮魂による草壁の回復、皇統の安泰への願いが込められてもいよう。

5. 二上山東麓の寺院とその関与

天武朝以降、宮廷の葬儀は仏式化の傾向を強める。『日本書紀』『続日本紀』が伝える天武・持統・文武の喪葬記事にはその点が顕著で、ここでは寺院が重要な追悼の場とされている⁽¹⁹⁾。二上山の東麓には当麻寺・石光寺・掃守寺などが白鳳期の寺院として伝わり、従来、大津の追悼にかかわっては掃守寺や石光寺が注目されている。

掃守寺を大津の墓所とみるのは櫻井満氏で、『薬師寺縁起』（承保2年〈1075〉）に大津皇子の怨霊を鎮めるために龍峰寺（掃守寺）が建立されたと伝えられることを根拠とする⁽²⁰⁾。また氏は、当麻寺の浄土信仰、石光寺の弥勒の石仏に注目して、「大和の国のなかから西方にある二上山は、弥勒の浄土に見立てられていた」のであり、「この世に怨念を残している霊であるから、大和の人びとが弥勒浄土に見立てた二上山に改葬し、その霊を鎮めようとしたのであろう」とも説く⁽²¹⁾。

また、石光寺を大津皇子を追悼するために設けられた大伯皇女ゆかりの寺と説くのは河上邦彦氏である。氏は、平成3年の石光寺の発掘によって出土した石仏を『元亨釈書』所載の同寺の縁起が伝える、石に刻まれた「弥勒仏」とし、寺内に所在した弥勒堂は大伯皇女が大津皇子の供養堂として建立したものであり、墓もまた皇女によって築造されたものと説く⁽²²⁾。

掃守寺は掃守氏の氏寺かとみられる寺院である。掃守氏については、『新撰姓氏録』の「和泉国神別」所載の「掃守首」の条に、「雄略天皇の御代に、掃除^{はきよむ}の事を監^{つかさど}りければ、姓^{かばね}を掃守連^{かにもりのむらじ}と賜ひき」とあり、その氏族名は「清掃の仕事に関係した掃守の伴造氏族であったことにもとづく」とみられる⁽²³⁾。掃守連氏のほか掃守宿禰氏・掃守首氏がおり、『新撰姓氏録』によると、大和のほか河内・和泉に分布していたことがわかる。いずれも遠祖を「天忍人命」と伝え、『日本書紀』の天武13年(684)12月条によると、掃守連氏に宿禰の姓が与えられている。掃守宿禰氏は『新撰姓氏録』では「河内国神別」に見え、掃守氏は河内の掃守宿禰氏を本宗とする氏族とみられる。朝廷において諸行事の設営を担当する官司に大蔵省の掃部司・宮内省の内掃部司があり、これらの官司においても掃守氏は「伴部である掃部の負名氏」⁽²⁴⁾としてかわり、「大化以前には掃部を資養するために各地に設置された掃守部の伴造でもあった」⁽²⁵⁾とみられる。

こうした掃守氏にかかわっては、『古語拾遺』に次のような伝承が記されている。

天祖彦火尊^{ひこほのみこと}、海神の女豊玉姫命^{わたつみ}を婿^まぎたまひて、彦^{ひこ}、徽^{なぎ}尊^{のみこと}を生みます。誕育^{ひだ}したてまつる日に、海濱^{うみへた}に室^{みや}を立てたまひき。時に、掃守連^{つか}が遠祖天忍人命^{つか}、供^{つか}へ奉^はり陪^は侍^はり。箒^はを作りて蟹^はを掃^はふ。仍^しりて、舗^{しきもの}設^つを掌^{つかさ}る。遂^つに職^{つかさ}と為^す。号^よけて蟹守^よ〔今の俗^よに借守と謂^ふは、彼の詞^よの転^るるなり。〕と曰^ふ。

これは鷦草草葺不合命の誕生に際して、掃守連の遠祖である天忍人命が奉仕し、箒で蟹を払い、これによって宮中で敷設等を掌ることになったという、先の『新撰姓氏録』とは別な、掃守氏の名の由

来を伝える伝承である。蟹は産育の習俗にかかわってさまざまに見られるところであり⁽²⁶⁾、掃守氏は「大王家の新生児の産育」への関与を職掌にもち、「王権の内廷に深くかかわっていた」氏族と考えられる⁽²⁷⁾。

現在、葛城市当麻町加守には天忍人命を祭神とする加守神社が鎮座し、毎年4月15日には御田植祭が執行される。拝殿で祭式が執り行われたのち、境内に設けられた、竹を四隅に立てこれにしめ縄を張って苗代に見立てた祭場で、田起こし、畦塗り、田ならしの所作ののち、松の苗を用いての田植えが行われる。その後、身ごもった牛と産婆が登場し、牛が産気づいて動くなか、産婆が介添えをして牛の腹から子牛が取り出され、親牛と子牛が祭場を回ったのち、参拝者に収穫を象徴する御供（餅）が撒かれ、一連の祭事は終了する。この祭事では、祭りの目的である豊穰予祝にかかわって、子牛が生まれるという、誕生にかかわる模範的行為が取り入れられている。他の同系統の祭事にはあまり例を見ないものであり、これも掃守氏が産育に奉仕したという、その伝統に根ざしてのものであろう。加守神社の神職家（蟹守氏）は代々出産に関与していたとも伝えられる。二上山には、日の信仰にかかわってヨミガエリの思想が看取されることを先に述べたが、王権ゆかりの産育伝承を伝える氏族の本拠地のひとつが、この地域に伝わるのもやはり理由のあることと考えられる。

ただし、この地と大津皇子とのかかわりは、『薬師寺縁起』に皇子のために建てた寺を龍峯寺といい、葛下郡の掃守寺がそれにあたると伝えられることをもととするのみである。『薬師寺縁起』は平安末期から鎌倉期にかけてのものであり、内容の細部において歴史的事実とそぐわないことが指摘される⁽²⁸⁾。薬師寺と掃守寺との何らかの関係を背景に伝承は生まれたのであろうが、この地が大津皇子ゆかりの墓所の地である可能性は低いように思われる。

一方、石光寺を皇子ゆかりの寺院とみる説は、発掘によって検出された建物が、創建以後の建物で、弥勒仏を安置した「七世紀末に建てられた弥勒堂」と考えられること、所在地の小字名が「染野」であるにもかかわらず「シメ」と呼称され、それは皇室にかかわる「標野」に由来すると考えられること、そこに建てられた寺院は「皇室にかかわる寺として創建された」と考えられ、皇子の墓所に比定する鳥谷口古墳も「染野」の範囲にあること、出土した埴仏が天武天皇の菩提を弔うために大伯皇女が建立したと伝えられる昌福寺（『薬師寺縁起』）に比定される、三重県名張市の夏見廃寺のものと同範であることなどがその論拠とされる⁽²⁹⁾。検出された建物が7世紀末と推定される点に注意されるが、朝廷の直轄地に建立されたとすると、それは朝廷の裁可を必要としよう。しかし、「屍」の「移葬」が許されたことと、大伯個人に対して寺院の建立、墓所の造営が裁可されることとが刑死者に対する措置としてそのまま結びつくのかどうか、疑問なしとしないように思われる。大津の「屍」の「移葬」と連動して建立および造営のことが進められたとしたら、それはむしろ朝廷によってなされるのではなかろうか。ただしこれは、石光寺が皇子の追悼・供養の場であった可能性を否定するものではない。皇子の「移葬」の時期にすでに寺が建立されていたことからすると、弥勒仏・弥勒堂の存在の如何にかかわらず、この寺で皇子の御霊の安寧が願われたことは想定し得る考えであろう。

もっとも同程度の想定であれば、当麻寺についてもその可能性がある。当麻寺は当麻氏の氏寺である。当麻氏は、用明天皇と葛城直磐村の娘広子とのあいだに生まれた麻呂子皇子を祖とする。『日本書紀』用明元年(586)正月条には、皇子について「当麻公の先なり」とあり、同氏には天武13年(684)に「真人」の姓が与えられ、当麻真人氏となる。当麻寺については、後代の資料ながら『建久御巡礼記』（建久2年〈1191〉）などに麻呂子親王の創建と伝え、もと河内国山田郷（太子町山田、禪林寺・万法蔵院）に所在したが、天武9年(681)に当麻真人国見が現在地に移建したものと伝えられる。金堂の本尊は現存最古の弥勒仏坐像（国宝）である。美術史の側からは白鳳期の寺院と評価されるが、

創建年代を明確に裏付ける資料に乏しく、その時期についてははっきりしない⁽³⁰⁾。

ただし、二上山山麓の当麻の地には、当麻氏にかかわるか推定される首塚古墳があり、その一郭から寺院跡かと思われる遺構が検出されている。現在只塚廃寺と称されるが、出土した瓦は当麻寺創建瓦と同型とされ、この寺については当麻寺創建以前に存在した、当麻氏ゆかりの前身の寺院かとみられている⁽³¹⁾。当麻氏は仏教に関心を寄せ、早くに寺院を有した氏族だったのであろう。当麻氏の氏人に注目しても、天武・持統朝にその名を留める者が多く見られ、広嶋は壬申の乱に際して天武方についたことが伝えられ、広麻呂・国見は壬申の功臣として記録される。また桜井は前掲の持統3年(689)の「判事」任命の記事にそのひとりとしてその名が見え、智徳は前記したように、天武・持統・文武の3代にわたって葬儀の折に「日嗣」を奏上したことが伝えられる。『万葉集』の巻1には、持統6年(692)3月、天皇が伊勢に行幸した折の歌群に、柿本人麻呂の留京歌3首とともに「当麻真人麻呂の妻」の作歌(43、巻4・511重出)が収められる。麻呂の伝記は不明ながら、天皇に従駕し、その妻の留京歌が人麻呂の作歌とともに書き留められたということは、氏族レベルで宮廷と深いかかわりを有していたことを示唆する。とりわけ智徳が継続的に管掌した「日嗣」が天皇家の系譜であることを踏まえると、それは前記した掃守氏同様、内廷との関係としてとらえることができよう。

天武・持統朝における当麻氏の動向、当麻寺やその前身寺院の存在、当麻氏と宮廷の葬儀とのかかわりを考慮すると、二上山への「移葬」やそれにともなつての皇子への追悼に際しては、当麻氏やゆかりの寺院が関係した可能性も高いといえよう。断案を下すまでには至らないが、持統3年(689)3月の大赦に先立って任命された「判事」に当麻真人桜井の名が見える点も、この推定にかかわって注意されるところである。

二上山東麓の白鳳寺院である当麻寺と石光寺とは、一説に天津皇子の墓所かと推定される鳥谷口古墳とも近い。宮廷の葬儀の仏式化の傾向を踏まえると、天津皇子の「移葬」に際しては、いずれかの寺院に追善供養の場が設けられたのであろう。『万葉集』巻2挽歌部所収の宮廷関係の挽歌は、柿本人麻呂の「殯宮の時」の挽歌はじめ、公の機会に誦詠・披露されたと考えられるものが多い⁽³²⁾。前掲の大伯皇女の2首については、題詞に「天津皇子の屍を葛城の二上山に移し葬る時に」とあるのみでそれ以上のことは記されないが、他の宮廷歌同様、誦詠の機会を考えると、そうした寺院での追善の場がふさわしいのではなからうか。

なお、当麻寺・石光寺は、ともに弥勒仏を本尊とする寺院であったとみられる。飛鳥・白鳳期の弥勒信仰の様相については、次のような資料から伺われる。

- I. 秋九月に、百濟より来る鹿深臣、名字を闕せり。弥勒の石像一軀有てり。(中略)是歳、蘇我馬子宿禰、(中略)仏殿を宅の東の方に経営りて、弥勒の石像を安置せまつる。三の尼を屈請せ、大会の設齋す。
- II. 辛亥に、蘇我大臣、患疾す。卜者に問ふ。卜者対へて言はく、「父の時に祭りし仏神の心に崇れり」といふ。大臣、即ち子弟を遣して、其の占状を奏す。詔して曰はく、「卜者の言に依りて、父の神を祭ひ祠れ」とのたまふ。大臣、詔を奉りて、石像を礼ひ拝みて、寿命を延べたまへと乞ふ。
- III. 歳次丙寅年正月生十八日記 高屋大夫為分韓婦夫人名阿麻古 願南无頂礼作奏也
- IV. 丙寅年四月大旧八日癸卯開記 栢寺智識之等詣中宮天皇大御身勞坐之時誓願之奉弥勒御像也 友等人数一百十八是依六道四生人等此教可相之也

Iは『日本書紀』の敏達13年(584)9月の記事で、弥勒仏の伝来を伝えるものである。これによると、鹿深臣が百濟から「弥勒の石像」を持ち帰り、これを蘇我馬子が邸宅の東方に仏殿を建てて安置

し、供養したとされる。またⅡは、翌年の敏達14年(585)2月24日の記事で、同じ石仏に関するものである。蘇我馬子が病気となり、占いの結果を受けて天皇から仏をまつことが指示され、これによって「石像」を拝み、「寿命を延べたまへ」と祈願したことが伝えられる。次のⅢは、金銅弥勒菩薩半跏像(東京国立博物館)の台座銘文である。奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』(同朋社)をもとに内容を整理すると、全体は次のように訓読される。

歳は丙寅に次る正月^{つきた}生^{やど}ちて十八日記す。高屋大夫、分れにし韓婦夫人名は阿麻古の為、願ひて南无^{なむ}頂礼^{ちやうらい}し作り奏す也。

干支の「丙寅」については推古14年(606)説・天智5年(666)説の両説があるが、内容は、丙寅の年の正月18日に、高屋大夫が死別した朝鮮の女性である夫人、阿麻古のために発願して造ったというものであり、「南无頂礼」は、帰順し頭を地につけて礼拝することを表す。またⅣは、大阪府羽曳野市の野中寺に伝わる弥勒菩薩半跏像の台座銘文である。これについても前掲書により整理すると、

丙寅年四月大旧八日癸卯開に記す。栢寺の智識ら、中宮天皇の大御身^{いたづ}勞^{いた}き坐しし時に詣り、誓願し奉る弥勒の御像也。友ら人数一百十八、是に依りて六道の四生の人ら、此の教に相^あふ可き也。と訓読される。「丙寅」は天智5年で、「中宮天皇」については斉明天皇説・間人皇女説などがある。内容は、栢寺の智識百十八人が中宮天皇の病気平癒を祈願して、この弥勒像を造ったの意とされる。

このように、弥勒仏にかかわる年代の早い資料を一瞥すると、飛鳥・白鳳期の弥勒信仰は、病気平癒や延命の祈願、死後の冥福の祈願を内容とする。日本仏教史の研究でも、この時期には「仏菩薩の個性を知悉して信仰していたとは思われない」⁽³³⁾といわれ、弥勒信仰においても教義とのかかわりが顕在化するのには奈良朝に入ってからであることが指摘される⁽³⁴⁾。こうした点を踏まえると、当麻寺や石光寺において追悼の供養が営まれたとすれば、それは「弥勒の浄土」といった観念とは趣を異にしたのことで考えられる。大津皇子の「屍」の「移葬」が、前記したように、基本的に草壁皇子の病気平癒への祈りに端を発してのこととみると、それはあくまで弥勒仏に大津皇子の御霊の安寧を願うとともに、草壁の病気の平癒、天武皇統の安泰を願うものだったとみるべきであろう。

結び

『万葉集』において巻1・巻2はもっともよく整備された古撰の巻である。両巻において中心をなすのは、歌数のうえからも内容の面からも藤原宮の時代と考えられる。巻2の相聞部・挽歌部において「藤原宮」の標目下の最初に据えられるのは、いずれも大津皇子の事件やその死にかかわって詠まれた大伯皇女の歌である。それらは巻2の相聞部に2首(105・106)、挽歌部に4首(163・164、165・166)が伝わる。相聞部の題詞には、

大津皇子、竊かに伊勢の神宮に下りて上り来る時に、大伯皇女の作らず歌二首と記され、密かに伊勢神宮に下ったことが伝えられる。その真偽や経緯については実作・仮託両説にかかわって諸説が見られるが、伝えられる内容は皇子の生前のことであり、事件に絡めて斟酌すれば、逮捕以前、朱鳥元年(686)9月頃のこととなる。また、挽歌部には「移葬」時の歌とともに、次の題詞をもつ2首が伝わる。

大津皇子の薨ぜし後に、大伯皇女、伊勢の斎^{いつきのみや}宮より京に上る時に作らず歌二首
題詞から知られるのは大伯皇女が伊勢から上京した折のものということであり、『日本書紀』の伝えを踏まえると、朱鳥元年11月の作となる。どちらも天武天皇の崩御の時期にあたり、天武天皇関係の挽歌が「明日香清御原宮」の標目下に収められている点を踏まえると、これらも当然、天武朝のもの

として記録されてもよかったものである。また、「移葬」の折の歌を合わせても、その時期（本論では持統3年とみる）は持統天皇の称制の時期とはいえ、即位は持統4年(690)正月であり、それ以前にあたる。こうした点を踏まえると、大伯皇女の歌が藤原宮の標目の最初に据えられたところにはそれなりの意図のあったことが考えられる。

また、巻2の挽歌部において、大伯皇女の4首のあとに配されるのは、人麻呂の草壁皇子挽歌(167~169)、またその「或本歌」(170)、舎人たちの慟傷歌(171~193)である。草壁の薨去も持統3年のことであるから、持統の即位以前にあたるが、立太子は天武10年(681)2月のことであり、日を同じくして飛鳥浄御原令の編纂が命じられている。草壁は次代の担い手として明確に位置づけられた存在であり、持統が即位する以前に薨去したとしても積極的に藤原宮の時代に位置づけられるべき存在と考えられる。したがって、この点を踏まえると、巻2挽歌部の藤原宮の標目下の最初に据えられるべきは、むしろ草壁皇子関係の挽歌なはずである。それにもかかわらず、大伯皇女の歌を藤原宮の時代に組み込みつつ、それらを最初に据えるのは、そのように処置することによって大津皇子の慰霊・鎮魂が果たされ、それによって草壁皇子の慰霊もまた果たされると考えられたためであろう。

皇位の継承にかかわって大津と草壁とは表裏の関係にあり、大津亡きあと草壁のためには、生前には病気の回復を念じて、また死後には御霊の安寧を念じて、大津は常に悼まれなければならなかったのである。『万葉集』に大伯皇女の歌が大切に伝えられるのもこの点に基因してのことと考えられる。

〔注〕

- (1) 葛木倭文坐天羽雷命神社については、遷座伝承が見られる(平林章仁「葛木倭文坐天羽雷命神社考」〈『続日本紀研究』第268号、1967年6月〉参照)。また、雄岳の山頂にも葛城二上神社が鎮座する。この地が後述する掃守氏ゆかりの地であったと考えられることからすると、同地はその祖神をまつた加守神社が中心をなしていたと考えられよう。
- (2) 太子町立竹内街道歴史資料館『二上山麓の古代寺院』(1995年)によると、高山石切場遺跡・穴虫石切場遺跡・屯鶴峯(以上香芝市)、牡丹洞・鹿谷寺跡・石切場跡・岩屋(以上太子町)がその地として整理される。
- (3) 毎年4月23日には家族や近隣の人たちが連れ立って二上山に登る「岳のぼり」が行われる。これは山遊びの一種と考えられるが、かつてはその際、雄岳頂上の「権現」に順調な降雨を祈願して持参した幟を供えたと伝える。
- (4) 康治元年(1142)のもの。引用は、青木紀元『祝詞全評釈』(右文書院、2000年)による。
- (5) 堀内民一「ふたかみのはか一大津皇子は何故二上山に移葬されたか」(『日本文学論究』第32号、1963年12月)、尾崎暢映「天つ水」(『柿本人麿の研究』明治書院、1969年)
- (6) 池田源太『『山の二上』と氏族神』(『柴田實先生古稀記念日本文化史論叢』1976年)、和田萃「大津皇子の墓一鳥谷口古墳と加守寺跡の長六角堂」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰上』塙書房、1995年)
- (7) 拙著『柿本人麻呂の時代と表現』(おうふう、2006年)
- (8) 櫻井満「挽歌の発想」(『万葉集の民俗学的研究』おうふう、1995年、著作集第3巻)
- (9) 二上山にかかわる、こうしたヨミガエリの思想が仏教的世界観のなかでとらえ直されると、山が西の境に位置することとかかわって浄土思想を胚胎させることにもなるのだといえよう。
- (10) 智徳の「日嗣」の記事は次のように見られる。○天武天皇の葬儀「直広肆当摩真人智徳、皇祖等の騰極の次第を誦奉る。礼なり。古には日嗣と云す」(『日本書紀』持統2年〈688〉11月11日条)、○持統天皇の葬儀「従四位当麻真人智徳、諸王・諸臣を率ゐて、太上天皇に誦奉る。諡たてまつりて大倭根子天之広野日女尊と曰す」(『続日本紀』大宝3年〈703〉11月17日条)○文武天皇の葬儀「従四位当麻真人智徳、誦人を率ゐて誦奉る。諡したてまつりて倭根子豊祖父天皇と曰す」(『続日本紀』慶雲4年〈707〉11月12日条)。
- (11) 『懐風藻』の大津皇子伝にも、「状貌魁梧、器宇峻遠。幼年にして学を好み、博覧にして能く文を屬る。壮に及びて武を愛み、多力にして能く剣を撃つ。性頗る放蕩にして、法度に拘れず、節を降して士を礼びたまふ。是れに由りて人多く附託す」と、文武に優れ、礼節を重んじて人望が厚かったことが記される。
- (12) 江富範子「大伯皇女一六五番歌攷一『移葬』の歌として」(『井手至先生古稀記念論文集国語国文学』和泉書院、1999年)。

- (13) 注6和田前掲論文。
- (14) 多田一臣「大津皇子物語をめぐって」(『古代国家の文学—日本靈異記とその周辺—』三弥井書店、1988年)。こうした観点は、櫻井満『万葉集の風土』(講談社新書、1977年、著作集第6巻)にも示されている。
- (15) 松下宗彦「大津皇子陵墓考」(『国文白百合』2号、1971年)
- (16) 和田萃「万葉挽歌の世界」(日本の古代別巻『日本人とは何か』中央公論社、1988年)、和田注6前掲論文。
- (17) 注14多田前掲論文。
- (18) 河上邦彦『後・終末期古墳の研究』(雄山閣出版、1995年)、注6・注16和田前掲論文。
- (19) 安井良三「天武天皇の葬礼考—『日本書紀』記載の仏教関係記事—」(『日本書紀研究 第1冊』塙書房、1964年)、同「持統天皇の葬礼について—わが国天皇史上、初めての火葬採用—」(『日本書紀研究 第16冊〈宗教・思想篇〉』塙書房、1987年)参照。
- (20) 注14櫻井前掲書。
- (21) 櫻井満「伊勢神宮と万葉集」(『万葉集の民俗学的研究』おうふう、著作集第3巻)。同様の観点に立つ論考に、近藤健史「大津皇子と二上山」(『森淳司博士古稀記念論集万葉の課題』翰林書房、1995年)がある。
- (22) 河上邦彦「二上山麓の古代寺院—石光寺の発掘を中心として—」(『考古学論叢』関西大学、1993年)。同「石光寺の歴史的位置づけ」(榎原考古学研究所編『当麻石光寺と弥勒仏概報』吉川弘文館、1992年)。
- (23) 佐伯有清『考証新撰姓氏録』(吉川弘文館)の「和泉国神別」の「掃守首」の項。
- (24) 注23佐伯前掲書。「河内国神別」の「掃守連」の項。
- (25) 注6和田前掲論文。
- (26) 近藤直也『祓いの構造』(創元社、1982年)。なお、明治24年の神社明細帳(奈良県立図書館蔵)の「葛木倭文坐天羽雷命神社」の項には、「夏祭」を「七夕祭」といい、「秋祭」を「神衣祭トモ安産祭トモ」称していたことが記される。
- (27) 注6和田前掲論文。
- (28) 注6和田前掲論文。
- (29) 注22河上前掲論文。
- (30) 「仏教芸術45」(毎日新聞社、1961年1月)など参照。
- (31) 藤井利章「初期当麻氏の仏教受容」〔共同研究 日本古代における仏教受容(Ⅲ)〕(『仏教文化研究所紀要』第24集〈龍谷大学〉、1985年10月)。
- (32) 注7前掲拙著において「殯宮挽歌」について検討を加えた。
- (33) 大野達之助『上代の浄土教』(吉川弘文館、1972年)
- (34) 平岡定海『日本弥勒浄土思想展開史の研究』(大蔵出版、1977年)、注33大野前掲書、速見侑『弥勒信仰—もう一つの浄土信仰—』(評論社、1980年)